

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
翌日)

◇条 目 次
例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十三号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次の

ように改正する。

目次中「狩猟免許税」を「狩猟者登録税」に改める。

第三条第一号中「狩猟免許税」を「狩猟者登録税」に改める。

第一百十条第一号イを次のように改める。

イ 普通自動車に属するもの

(1) 営業用

総排気量が三リットル以下のもの 年額 二万四千元

総排気量が三リットルを超え六リットル以下のもの 年額 二万六千元

総排気量が六リットルを超えるもの 年額 五万二千元

ロータリー・エンジンを備えたもの 年額 二万四千元

(2) 自家用

総排気量が三リットル以下のもの 年額 七万一千元

総排気量が三リットルを超え六リットル以下のもの 年額 七万七千元

総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十二万九千元

ロータリー・エンジンを備えたもの 年額 七万一千元

第一百十条第一号ロ(2)中「二万三千五百円」を「二万五千五百円」に、「二万七千五百円」を「三万円」に、「三万一千五百円」を「三万四千五百円」に改め、同条第二号イ中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ロ中「六千五百円」を「七千元」に、「九千五百円」を「二万円」に、「最大積載量が二トンを超え三トン以下のもの 年額 一万三千元」を「最大積載

量が二トンを超え三トン以下のもの 年額 一万四千円に、「一万六千五百円」を「一万八千円」に、「二万円」を「二万二千円」に、「二万四千円」を「二万六千円」に、「二万八千円」を「三万五百円」に、「三万二千円」を「三万五千円」に、「五千円」を「五千五百円」に、「掲げる額」を「定める額」に、「年額 四千円」を「年額 四千五百円」に、「一万五百円」を「一万一千五百円」に、「総容積が一リットルを超えるロータリー・エンジンを備え乗車定員が四人以上のもの 年額 一万三千円」を「総容積が一リットル以下のロータリー・エンジンを備えたもの 年額 一万積が一リットルを超えるロータリー・エンジンを備えたもの 年額 一万二千五百円」に、「八千円」を「八千九百円」に、「一万六千三百円」四千元」に、「一万七千九百円」に、「四千二百円」を「四千六百円」に、「四千円を加算した額」を「四千四百円を加算した額」に改め、同条第三号イ(2)中「二万四千円」を「二万五千円」に、「二万九千円」を「三万五百円」に、「三万四千五百円」を「三万六千円」に、「四万円」を「四万二千円」に、「四万六千円」を「四万八千円」に、「五万二千円」を「五万四千五百円」に、「五万八千円」を「六万一千円」に改め、同号ロ(1)中「二万六千円」を「二万八千五百円」に、「三万二千五百円」を「三万五千五百円」に、「三万九千円」を「四万二千五百円」に、「四万五千五百円」を「四万九千五百円」に、「五万二千円」を「五万七千円」に、「五万八千五百円」を「六万四千五百円」に、「六万五千円」を「七万二千円」に改め、同号ロ(2)及び同条第四号ロ(1)中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ロ(2)

中「八千円」を「八千九百円」に、「四千二百円」を「四千六百円」に改め、同号ロ(3)中「六千五百円」を「七千円」に、「九千五百円」を「一万円」に、「一万三千円」を「一万四千円」に、「一万六千五百円」を「一万八千円」に、「二万円」を「二万二千円」に、「三万四千円」を「二万六千円」に、「二万八千円」を「三万五百円」に、「三万二千円」を「三万五千円」に、「五千円」を「五千五百円」に、「五万二千円」を「五万七千円」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第五号ロ中「五千円」を「五千五百円」に、「四千二百円」を「四千六百円」に改める。

第二章第九節中「狩猟免許税」を「狩猟者登録税」に、「狩猟の免許」を「狩猟者の登録」に改める。

第二百二十五条中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第一号及び第二号中「甲種狩猟免許を受ける者又は乙種狩猟免許」を「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録」に改め、同条第三号中「丙種狩猟免許」を「丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録」に改め、同条に次の一項を加える。

2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟者登録税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の二分の一とする。

一 放鳥獣猟区(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十四条第三項に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区をいう。次号において同じ。)のみに係る狩猟者の登録

二 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録

第二百二十八条第二項中「狩猟免許の」を「狩猟者の登録」に改める。

第三百三十五条の二第二項中「前項の自動車」を「前項の「自動車」に、「附加」を「付加」に、「同項の自動車の取得」を「前項の「自動車の取得」に、「政令」を「法第六百九十九条の二第二項の政令」に改める。

第五十四条中「狩猟免許」を「狩猟者の登録」に改める。

第五十五条中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第一号中「甲種狩猟免許を受ける者又は乙種狩猟免許」を「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録」に改め、同条第二号中「丙種狩猟免許」を「丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録」に改める。

第五十六条中「狩猟の免許」を「狩猟者の登録」に改める。

第五十七条中「狩猟免許税」を「狩猟者登録税」に、「あわせて行なう」を「併せて行う」に改める。

附則第二十五項中「昭和五十四年度」を「昭和五十九年度」に改める。

附則第三十二項中「」に相当する課税長期譲渡所得金額」を「」。以下第三十六項までにおいて「課税長期譲渡所得金額」という。」に、「当該各号に掲げる金額」を「当該各号に定める金額」に改める。

附則第三十五項を次のように改める。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

35 附則第三十二項の場合において、同項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下附則第三十七項まで及び附則第四十二項において同じ。)の譲渡(

同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下附則第三十七項まで及び附則第四十二項において同じ。)のうちに優良住宅地等のための譲渡(法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡

をいう。以下本項において同じ。)があるときに於ける附則第三十二項に規定する譲渡所得(附則第三十八項に規定する譲渡所得を除く。以下次項までにおいて同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、附則第三十二項第一号又は第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 前年中の附則第三十二項に規定する譲渡所得の基因となる譲渡の全部が優良住宅地等のための譲渡に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該課税長期譲渡所得金額が四千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二に相当する金額

ロ 当該課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 八十万円

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、附則第三十二項及び本項の規定の適用がないものとした場合に算出される県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る県民税の所得割の額として法附則第三十四条の二第一項

第一号ロ(2)の政令で定めるところにより計算した金額

二 前年中の附則第三十二項に規定する譲渡所得の基因となる譲渡の一部が優良住宅地等のための譲渡に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該課税長期譲渡所得金額のうち前年中の附則第三十二項の譲渡所得の基因となる譲渡で優良住宅地等のための譲渡以外のものに係

るもの

るもの

る部分の金額(以下本号において「一般課税長期譲渡所得金額」という。)が二千万円以下で、かつ、当該課税長期譲渡所得金額のうち当該優良住宅地等のための譲渡に係る部分の金額(以下本号において「特定課税長期譲渡所得金額」という。)が四千万円から当該一般課税長期譲渡所得金額を控除した金額以下である場合、当該課税長期譲渡所得金額の百分の二に相当する金額

ロ 当該課税長期譲渡所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合又は当該課税長期譲渡所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額が二千万円以下で特定課税長期譲渡所得金額が四千万円から当該一般課税長期譲渡所得金額を控除した金額を超える場合のいずれかに該当する場合、次に掲げる金額の合計額

(1) 一般課税長期譲渡所得金額(当該一般課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合には、二千万円。以下本号において「一般比例課税金額」という。)と特定課税長期譲渡所得金額(当該特定課税長期譲渡所得金額が四千万円から当該一般比例課税金額を控除した金額を超える場合には、当該控除後の金額に相当する金額。以下本号において「特定比例課税金額」という。)との合計額の百分の二に相当する金額

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、附則第三十二項及び本項の規定の適用がなく、かつ、第三十二条の二第二項の規定によつて所得税法第二十二條第二項第二号中「二分の一」とあるのを「二分の一(条例附則第三十五項第二号イに規定する一般課税長期譲渡所得金額に相当する部分の金額については、四分の三)」と読み替えて同項の総所得金額の計算の例により第三十二条の二第一

項に規定する総所得金額を算定した場合に算出される県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち一般比例課税金額と特定比例課税金額との合計額を超える部分に係る県民税の所得割の額として法附則第三十四条の二第二項第二号ロ(2)の政令で定めるところにより計算した金額

附則第五十五項を附則第五十八項とし、附則第五十四項中「附則第五十三項」を「附則第五十三項」に改め、同項を附則第五十七項とし、附則第五十三項中「附則第五十項」を「附則第五十三項」に改め、同項を附則第五十六項とし、附則第五十二項中「附則第五十項」を「附則第五十三項」に改め、同項を附則第五十一項を附則第五十四項とし、附則第五十項を附則第五十三項とし、附則第四十九項を附則第五十二項とし、附則第四十八項中「昭和五十一年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで」を「昭和五十四年六月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」に、「一万九千五百円」を「二万四千三百円」に改め、同項を附則第五十一項とし、附則第四十七項を附則第五十項とし、同項の前に次の一項を加える。

49 電気を動力源とする自動車で法附則第三十二条第三項の自治省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和五十六年三月三十一日までに行われたときに限り、第百三十五条の六及び前項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から百分の二を控除した率とする。

附則第四十六項を削り、附則第四十五項を附則第四十八項とし、附則第四十四項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」

に改め、同項を附則第四十七項とし、附則第四十三項を削り、附則第四十二項を附則第四十六項とし、附則第四十一項中「昭和五十三年度分」を「昭和五十三年度から昭和五十五年までの各年度分」に、「法附則第十二条の第二項」を「法附則第十二条の第三項」に改め、同項を附則第四十五項とし、同項の前に次の一項を加える。

(昭和五十四年度分の県たばこ消費税の特例)

44 昭和五十四年度分の県たばこ消費税に限り、第七十一条第三項の規定の適用については、同項中「製造たばこの本数を」とあるのは、「製造たばこの本数に法附則第十二条の二の政令で定める率を乗じて得た本数を」とする。

附則第四十項中「第三十四項」を「附則第三十四項」に、「第三十七項の規定の適用」を「附則第四十項の規定の適用」に、「附則第三十七項」を「附則第四十項」に改め、同項を附則第四十三項とし、附則第三十九項中「附則第三十七項」を「附則第四十項」に改め、「(租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等の譲渡をいう。)」を削り、「同法」を「租税特別措置法」に改め、同項を附則第四十二項とし、附則第三十八項を附則第四十一項とし、附則第三十七項第一号中「附則第四十項」を「附則第四十三項」に改め、同項を附則第四十項とし、附則第三十六項を附則第三十九項とし、同項の前に次の三項を加える。

36 前項の規定は、附則第三十二項の場合において、同項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡のうちに確定優良住宅地等予定地のため譲渡(法附則第三十四条の第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のため譲渡をいう。次項において同じ。)に該当するものがあるときにおける附則第三十二項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得

金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

37 前項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の第二項第四号から第六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、当該譲渡は、前項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

(特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

38 昭和五十五年度から昭和五十七年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条の第三項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得に係る昭和五十五年度分及び昭和五十六年度分の県民税の所得割については、附則第三十二項第一号中「二千万円」とあるのは「四千万円」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・六」と、同項第二号中「が二千万円」とあるのは「が四千万円」と、同号イ中「四十万円」とあるのは「六十四万円」と、同号ロ中「課税長期譲渡所得金額につき本項の規定の適用がなく、かつ、第三十二条の第二項の規定によつて所得税法第二十二条第二項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」と読み替えて同項の総所得金額の計算の例により第三十二条の第二項に規定する総所得金額を算定した場合に算出される県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち二千万円を超える部分に係る県民税の所得割の額として法附則第三十四条第一項第二号ロの政令で定めるところにより計算した」とあるのは「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二に相当する」として、附則第三十二項から附則第三十四項まで

の規定を適用するものとし、当該譲渡所得に係る昭和五十七年度分の県民税の所得割については、当該譲渡所得に係る昭和五十六年度分の県民税の所得割の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 狩猟免許税及び入猟税に関する改正規定 昭和五十四年四月十六日
- 二 附則第四十八項の改正規定及び同項を附則第五十一項とする改正規定並びに附則第五項から附則第十一項までの規定 昭和五十四年六月一日

三 附則第三十二項及び附則第三十五項の改正規定、附則第三十六項を附則第三十九項とし、同項の前に三項を加える改正規定並びに附則第三十九項の改正規定及び同項を附則第四十二項とする改正規定並びに次項の規定 昭和五十五年四月一日

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)附則第三十五項から附則第三十八項までの規定は、昭和五十五年度分の個人の県民税から適用し、昭和五十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 新条例第一百条の規定は、昭和五十四年度分の自動車税から適用し、昭和五十三年分までの自動車税については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する経過措置)

4 新条例附則第四十七項及び附則第四十九項の規定は、昭和五十四年四月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

5 昭和五十四年六月一日前に行われた改正前の鳥取県税条例(以下「旧条例」という。)第三百三十六条第一項の軽油の引取り、同条第二項の軽油の販売、同条第三項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第三百三十七条第一項各号の軽油の消費若しくは譲渡に対して課する軽油引取税又は同日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第三百三十六条第四項の規定に該当するに至つた場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

6 新条例第三百三十六条及び第三百三十七条に規定する場合は、次の各号に規定する場合には、当該各号に掲げる引渡し等に対し、当該引渡し等を新条例第三百三十六条第一項の引取りと、当該各号に定める者を同項の引取りを行う者とみなし、当該引渡し等に係る軽油の数量(第三号の場合において、当該軽油が同条第二項の軽油であるときは、同項の軽油以外の炭化水素油の数量に相当する数量を控除した数量とし、第四号の場合には、当該免税証に記載された軽油の数量とする。)を課税標準として、当該各号に定める者に軽油引取税を課する。この場合における軽油引取税の税率は、新条例第四百四条及び附則第五十一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、四千八百円とする。

一 昭和五十四年六月一日前において特約業者若しくは元売業者以外の者(以下この項において「販売業者等」という。)が特約業者若しくは

元売業者から又は特約業者が他の特約業者から軽油の引取りを行い、同日以後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場又は取扱所(第三号において「貯蔵場等」という。)から当該軽油の引渡しを受け、又は移出をした場合における当該軽油の引渡し又は移出 当該販売業者等又は特約業者

二 昭和五十四年六月一日前において特約業者又は元売業者が旧条例の規定によつて軽油引取税を課された、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、同日以後において当該譲渡を受けた軽油を譲渡した場合(前号に規定する場合を除く。)における当該軽油の譲渡 当該特約業者又は元売業者

三 昭和五十四年六月一日において、特約業者又は元売業者以外の販売業者(以下附則第十項までにおいて「小売業者」という。)が、販売業者等の管理する貯蔵場等において軽油を所有し、又は特約業者、元売業者若しくは小売業者以外の者から軽油の保管を委託されている場合における当該軽油の所有又は保管 当該小売業者

四 昭和五十四年六月一日前において免税軽油の使用から免税証の提出を受けて免税軽油を引き渡した小売業者が同日に当該免税証を所持している場合における当該所持 当該小売業者

7 前項第三号及び第四号の規定は、同一の小売業者について、同項第三号の所有又は保管に係る軽油の数量と同項第四号の免税証に記載された軽油の数量とを合計した数量が一キロリットル未満である場合には、適用しない。

8 附則第六項第一号又は第二号の規定により軽油引取税を課する場合には新条例第三百三十八条第二号及び第三号の規定を、同項第三号の規定に

より軽油引取税を課する場合には同条第三号の規定を適用しない。

9 附則第六項第二号から第四号までの場合における軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、これらの規定によつて軽油引取税を課される特約業者、元売業者又は小売業者は、昭和五十四年六月一日(同項第二号の場合には、特約業者又は元売業者が同号の譲渡をした日)から起算して一月以内に、軽油引取税の課税標準量、税額その他の事項を知事が定める申告書に記載して知事に提出し、かつ、その申告した税額を納付しなければならない。この場合には、この項の規定によつて納付すべき軽油引取税は新条例第四百五十五条の規定によつて納付すべき軽油引取税と、この項の規定による申告書は同条の規定による申告書と、この項の納期限は同条の納期限とみなして、新条例第四百四十一条から第四百五十五条の五までの規定を適用する。

10 知事は、前項の規定により申告納付すべき軽油引取税の額が三万円を超える場合には、当該特約業者、元売業者又は小売業者の申請により、三月以内の期間を限つて徴収の猶予をすることができる。この場合において、必要があると認めるときは、知事は、当該特約業者、元売業者又は小売業者から担保を徴することができる。

11 新条例第四百九条の規定は、前項の規定による申請について準用する。